

## 新設規制に関する事前評価書

規 制 の 名 称	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に基づく規制の新設
担 当 部 局	地球環境局環境保全対策課
評価実施時期	平成16年3月
規 制 の 概 要	<p><b>【目的・指標】</b> 船舶からの廃棄物の海洋投入処分に関し、事前に環境への潜在的影響を検討する等予防的方策の考え方に立った措置を講じること等により海洋汚染の防止を図ることを目的とする。</p> <p><b>【制度の概要】</b> 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正し、以下の規制を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">船舶又は海洋施設から廃棄物の海洋投入処分をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">船舶又は海洋施設から廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶又は海洋施設への積込み前に、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">陸上起因の廃棄物の洋上焼却を禁止する。</p> <p style="padding-left: 2em;">環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、廃棄物の海洋投入処分及び海洋施設の廃棄に関し、報告を求め、立入検査を行うことができる。</p>
規 制 の 必 要 性	<p>廃棄物の海洋投棄については、かねてから「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ロンドン条約）」によって国際的に規制されてきたが、1996年11月には、更なる規制強化のため、「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書（96年議定書）」が採択された。96年議定書では、海洋汚染の防止の観点から、予防的方策の考え方に立って、排出事業者の責任で廃棄物の海洋投入処分による潜在的影響を事前に検討することや、その結果を踏まえて、適切と判断できる場合に限り、当局が許可を発給する許可制度を導入することなどを求めている。</p> <p>なお、同議定書は1～2年のうちに発効すると見込まれており、我が国としては、海洋国として国際的な責任を果たす観点から、国際発効に遅れることなく96年議定書を締結することを目指し、同議定書の要請を踏まえた廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度等の整備を行う必要がある。</p>
期待される効果	本規制の導入により、我が国の96年議定書の締結準備が進み、廃棄物の海洋投入処分量の削減が一層促進されて海洋汚染の防止に資することになる。

<p>予想される国民の負担</p>	<p>廃棄物の海洋投入処分を行う者は、当該廃棄物の海洋投入処分による環境影響を事前に評価し、また、当該廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画及び排出海域の汚染状況の監視に関する計画を策定して、環境大臣の許可を受けることが義務付けられる。</p> <p>船舶又は海洋施設から廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶又は海洋施設への積み込み前に、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。</p> <p>現在一部認められている陸上起因の廃棄物の洋上焼却が禁止される。</p> <p>環境大臣の許可を受けてする海洋施設の廃棄等を除き、船舶等を海洋に捨てることが禁止される。</p> <p>この法律の施行に必要な限度において、廃棄物の海洋投入処分及び海洋施設の廃棄に関し、環境大臣により、報告を求められ、また、立入検査が行われる。</p>
<p>学識経験を有する者の活用</p>	<p>環境大臣から中央環境審議会会長に対し、平成 15 年 8 月に諮問され、同月より開催された中央環境審議会地球環境部会海洋環境専門委員会において、96 年議定書締結に向けた今後の廃棄物の海洋投入処分等の在り方について検討を行い、同年 10 月に報告書を取りまとめた。その後中央環境審議会地球環境部会での審議を経て、同年 12 月に中央環境審議会から「今後の廃棄物の海洋投入処分等の在り方について」答申がなされた。(審議会答申については (<a href="http://www.env.go.jp/council/toshin/t063-h1506.html">http://www.env.go.jp/council/toshin/t063-h1506.html</a>) 参照)</p>
<p>評価に当たって使用した資料その他の情報</p>	<p>ロンドン条約及び 96 年議定書の概要のほか、我が国の海洋投入処分の現状等についてまとめた資料 (詳細は (<a href="http://www.env.go.jp/council/toshin/t063-h1506.html">http://www.env.go.jp/council/toshin/t063-h1506.html</a>) 参照)</p> <p>「今後の廃棄物の海洋投入処分等の在り方について」(専門委員会報告書案) のパブリックコメント (平成 15 年 10 月 31 日～ 12 月 1 日に実施、意見提出は 5 件。パブリックコメントの結果等については (<a href="http://www.env.go.jp/info/iken/result/h151201a.pdf">http://www.env.go.jp/info/iken/result/h151201a.pdf</a>) 参照)</p>
<p>評価結果</p>	<p>本法律案により新設される規制は、予防的方策の考え方に立って国際合意された 96 年議定書を国内法制度として具体化するものである。これによって、廃棄物の海洋投入処分についてより一層厳格な管理を行うことにより、海洋汚染の防止に資すると考えられる。</p>